

事務総局会議（第7回）議事録

日時	平成31年3月12日（火）午前10時00分～午後零時14分
場所	総局会議室
出席者	今崎事務総長、村田総務局長、堀田人事局長、笠井経理局長、門田民事局長兼行政局長、安東刑事局長、手嶋家庭局長、徳岡秘書課長兼広報課長、佐伯情報政策課長、石井審議官、長崎審議官
議事	<p>1 新裁判官の配置について 村田総務局長説明（資料第1）</p> <p>2 民事規則制定諮問委員会に対する民事執行規則及び国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律による子の返還に関する事件の手続等に関する規則の一部を改正する規則の制定の諮問について 門田民事局長説明（資料第2）</p> <p>3 刑事鑑定研究会の開催について 安東刑事局長説明（資料第3）</p> <p>4 心神喪失者等医療観察法関係研究協議会の開催について 安東刑事局長説明（資料第4）</p> <p>5 犯罪被害者等の置かれた立場、状況等に関する理解を深めるための研究会の開催について 安東刑事局長説明（資料第5）</p> <p>6 法廷通訳に関する研修の開催について 安東刑事局長及び門田行政局長説明（資料第6）</p> <p>7 保護観察に関する連絡協議会の開催について 安東刑事局長説明（資料第7）</p> <p>8 少年関係機関との連絡協議会について 手嶋家庭局長説明（資料第8）</p> <p>9 家事関係機関との連絡協議会について 手嶋家庭局長説明（資料第9）</p> <p>10 首席家庭裁判所調査官事務打合せの開催について 手嶋家庭局長説明（資料第10）</p>
結果	<p>◎ 裁判官会議付議 1, 2</p> <p>◎ 了承 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 10</p>

秘書課長 徳岡 治

裁判官の配置

(下線部分 変更箇所)

第一小法廷

裁判官	池	上	政	幸
裁判官	小	池	裕	之
裁判官	木	澤	克	厚
裁判官	山	口		也
裁判官	深	山	卓	

第二小法廷

裁判官	大	谷	直	人
裁判官	山	本	庸	幸
裁判官	菅	野	博	之
裁判官	三	浦		守
裁判官	草	野	耕	一

第三小法廷

裁判官	山	崎	敏	充
裁判官	戸	倉	三	郎
裁判官	林		景	一
裁判官	宮	崎	裕	子
裁判官	宇	賀	克	也

(平成31.3.12民三印)

民事規則制定諮問委員会に対する民事執行規則及び国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律による子の返還に関する事件の手続等に関する規則の一部を改正する規則の制定の諮問について

<配布資料目録>

民事規則制定諮問委員会諮問事項（案）

(平成31.3.12民三印)

民事規則制定諮問委員会諮問事項（案）

民事執行法及び国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律の一部を改正する法律の制定に伴う民事執行規則及び国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律による子の返還に関する事件の手続等に関する規則の一部を改正する規則の制定について

(平成31.3.12刑事局)

刑事鑑定研究会の開催について

- 1 主催 各地方裁判所
2 期日 平成31年6月から平成32年3月までの間の半日
3 場所 各地方裁判所又は学識経験者が所属する大学の研究室等
4 実施事項 刑事事件の鑑定を巡る諸問題
5 参加者 (1) 学識経験者

法医学, 精神医学, 薬理学, 心理学, 分子生物学等を専攻する
大学教授又はこれに相当する学識経験を有する者 1人

- (2) 裁判所側
各地方裁判所の刑事事件担当の裁判官, 裁判所書記官等
各地方裁判所の定める人数

(平成 31. 3. 12 刑事局)

心神喪失者等医療観察法関係研究協議会の開催について

- 1 主催 各地方裁判所
- 2 期日 平成 31 年 9 月から平成 32 年 3 月までの間の半日
- 3 場所 各地方裁判所
- 4 協議事項 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律による処遇事件の処理上問題となる事項及び実体的な判断の在り方に関する考慮すべき事項
- 5 協議員 (1) 各地方裁判所の刑事事件担当の裁判官及び裁判所書記官
各地方裁判所の定める人数
- (2) 精神保健判定医及び精神保健参与員候補者
各地方裁判所の定める人数

(平成31.3.12刑事局・家庭局)

犯罪被害者等の置かれた立場、状況等に関する理解を深める
ための研究会の開催について

- 1 主催 各高等裁判所
- 2 期日 平成31年6月から平成32年3月までの間の半日
- 3 場所 各高等裁判所
- 4 実施事項 犯罪被害者等基本法第19条の趣旨を踏まえ、犯罪被害者等の置かれた立場、状況等に関する理解を深めるための意見交換等
- 5 参加者 (1) 各高等裁判所の刑事事件担当の裁判官及びその他の職員並びに各高等裁判所管内の裁判所（簡易裁判所を除く。）の刑事事件又は少年事件担当の裁判官及びその他の職員
各高等裁判所の定める人数
(2) 意見交換等のテーマに応じた外部有識者等 2人程度

事務総局会議資料 第6
(3月/2日開催)

(平成31. 3. 12 ①法廷通訳基礎研修につき民事局・刑事局・行政局・家庭局,
②法廷通訳セミナー及び③フォローアップセミナーにつき刑事局)

法廷通訳に関する研修の開催について

名称	主 催 実施庁	期日	実施事項 対象言語	受講者
① 法廷通訳基礎研修	【主催・実施庁】 各地裁	平成31年4月 から 平成32年3月 の1日間	裁判手続及び法廷通訳についての講義, 模擬通訳実習等 【言語】 各1言語 (東京3言語, 大阪2言語)	通訳人候補者名簿に登載されることを希望し, かつ, 通訳人としての適性を備えていると認められる者又は通訳人候補者名簿に登載されている候補者のうち法廷通訳の経験がない又は少ない者 【受講者】 各地裁で決定
② 法廷通訳セミナー	【主催】 各高裁 【実施庁】 各高裁管内の地裁	平成31年6月 から 平成32年3月 の2日間	刑事手続及び法廷通訳についての講義, 模擬通訳実習, 通訳を要する裁判員裁判の模擬裁判のDV D視聴, 座談会等 【言語】 各2言語 (札幌, 高松各1言語)	自白事件の法廷通訳であれば難なく担当することができる者であって, それほど複雑困難でない否認事件(裁判員裁判を含む)の法廷通訳を担当するため実践的な知識及び技能を取得してもらう必要のあるもの者 【受講者】 各高裁で決定 (計124人)
③ フォローアップセミナー	【主催】 全高裁(共催) 【実施庁】 東京地裁 大阪地裁	平成31年6月 から 平成32年3月 の2日間	複雑困難な否認事件に対応するための法的知識や法制度等についての講義, 模擬通訳実習, 座談会等 【言語】 各3言語	ある程度通訳の経験を積んでいる者であって, 複雑困難な否認事件の法廷通訳を担当するため実践的な知識及び技能を取得してもらう必要がある者 【受講者】 各高裁で決定 (計72人)

(平成31.3.12刑事局)

保護観察に関する連絡協議会の開催について

- | | |
|--------|---|
| 1 主催 | 各地方裁判所 |
| 2 期日 | 平成31年7月から平成32年3月までの間の半日 |
| 3 場所 | 各地方裁判所 |
| 4 協議事項 | (1) 保護観察の実情について
(2) その他 |
| 5 協議員 | (1) 各地方裁判所の刑事事件担当の裁判官及び裁判所書記官
各地方裁判所の定める人数
(2) 主催庁に対応する保護観察所の職員
各地方裁判所の定める人数 |
- なお、保護観察所の職員の人数については、主催庁に対応する保護観察所と協議の上、定められたい。

(平成 31. 3. 12 家一印)

少年関係機関との連絡協議会について

- 1 主催 各家庭裁判所
- 2 期日 平成 31 年 4 月から平成 32 年 3 月までの間で各家庭裁判所が定める日
- 3 場所 各家庭裁判所又は各家庭裁判所の定める場所
- 4 協議事項 少年事件の処理について連絡調整を要する事項
- 5 協議員 (1) 各家庭裁判所の少年事件を担当している裁判官、裁判所書記官、家庭裁判所調査官等 各家庭裁判所の定める人数
(2) 少年関係機関（少年鑑別所、少年院、保護観察所、児童相談所、児童自立支援施設等の少年保護関係機関、学校、教育委員会等の教育関係機関、警察関係機関、検察庁その他協議事項に関連する関係機関又は団体）の職員 各家庭裁判所の定める人数

(平成31.3.12家二印)

家事関係機関との連絡協議会について

- 1 主催 各家庭裁判所
- 2 期日 平成31年4月から平成32年3月までの間で各家庭裁判所の定める日
- 3 場所 各家庭裁判所又は各家庭裁判所の定める場所
- 4 協議事項 家事事件の処理に関して連絡調整を要する事項
- 5 協議員 (1) 各家庭裁判所の家事事件を担当している裁判官、裁判所書記官、家庭裁判所調査官等 各家庭裁判所の定める人数
(2) 各家庭裁判所管内に所在する関係自治体、福祉関係機関、医療関係機関、弁護士会その他協議事項に関連する関係機関又は団体の職員 各家庭裁判所の定める人数

事務総局会議資料 第10
(3月12日開催)

(平成31.3.12家三印)

首席家庭裁判所調査官事務打合せの開催について

- | | | |
|---|------|---|
| 1 | 主 催 | 最高裁判所 |
| 2 | 期 日 | 平成31年5月17日（金） |
| 3 | 場 所 | 最高裁判所中会議室 |
| 4 | 協議事項 | 高等裁判所の所在地を管轄する家庭裁判所の首席家庭裁判所調査官が行う調整事務に關し考慮すべき事項 |
| 5 | 協議員 | 各高等裁判所の所在地を管轄する家庭裁判所の首席家庭裁判所調査官 8人 |
| 6 | 参列員 | 家庭裁判所判事 4人 |
| | | 合計 12人 |

事務総局会議（第8回）議事録	
日時	平成31年3月19日（火）午前10時00分～午前11時28分
場所	総局会議室
出席者	今崎事務総長、村田総務局長、堀田人事局長、笠井経理局長、門田民事局長兼行政局長、安東刑事局長、手嶋家庭局長、徳岡秘書課長兼広報課長、佐伯情報政策課長、石井審議官、長崎審議官
議事	<p>1 平成31年度外国出張計画について 徳岡秘書課長説明（資料第1）</p> <p>2 裁判所職員健康管理規程の一部を改正する規程について 堀田人事局長説明（資料第2）</p> <p>3 平成31年度民事事件担当裁判官等協議会の開催について 門田民事局長説明（資料第3）</p>
結果	<p>◎ 裁判官会議付議 2</p> <p>◎ 了承 1, 3</p>
秘書課長 徳岡 治	

事務総局会議資料 №1
(3月19日開催)

平成31年度外国出張計画

出張

- 1 国際会議 合計2人
ベトナム最高人民裁判所主催の調停に関する国際会議（ベトナム、約3日間）
- 【秘書課】 裁判官2人
- 2 裁判官短期在外研究 合計5人
包括調査（北米、ルクセンブルク、シンガポール又は豪州、約1か月）【人事局】
裁判官5人
- 3 一般職司法事情研究 合計9人
司法事情研究（北米又は豪州、約2週間）【人事局】
一般職9人

留学

- 1 判事補海外留学研究（1年） 合計28人
米国×15、英国×4、ドイツ×3、フランス×1、豪州×2、カナダ×2、
ベルギー×1
裁判官28人
- 2 行政官長期在外研究（2年） 合計7人
米国×5、英国×2
裁判官7人
- 3 一般職長期在外研究（1年） 合計4人
米国×2、豪州×1、ドイツ×1
一般職4人

(平成31.3.19人事局)

裁判所職員健康安全管理規程の一部を改正する規程について

＜資料目録＞

- 1 裁判所職員健康安全管理規程の一部を改正する規程案
- 2 同制定理由
- 3 同新旧対照表

(平成三一・三・一九人能印)

最高裁判所規程第 号

裁判所職員健康管理規程の一部を改正する規程

裁判所職員健康管理規程（昭和五十二年最高裁判所規程第二号）の一部を次のように改正する。

第十二条の二第一項中「第一項に規定する要件に該当する職員から申出があつた場合には、当該職員に対し、「」を「の規定により」に、「（医師が問診その他の方法により心身の状況を把握し、これに応じて面接により必要な指導を行うことをいう。以下同じ。）」を「及びその実施に伴う措置」に改め、同条第二項を削る。

第十二条の二中「第一項」を削る。

附 則

この規程は、平成三十一年四月一日から施行する。

理由

裁判所職員に関する臨時措置規則（昭和二十七年最高裁判所規則第一号）において準用する人事院規則一〇一四（職員の保健及び安全保持）の一部改正に伴い、裁判所職員健康安全管理規程の規定の整備を行う必要がある。これが、この規程を制定する理由である。

裁判所職員健康安全管理規程の一部を改正する規程新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

裁判所職員健康安全管理規程（昭和五十二年最高裁判所規程第二号）

新

(面接指導等)

第十二条の二 健康管理者は、規則一〇一四第二十二条の二の規定により面接指導及びその実施に伴う措置を行わなければならない。

旧

(面接指導等)

第十二条の二 健康管理者は、規則一〇一四第二十二条の二第一項に規定する要件に該当する職員から申出があつた場合には、当該職員に対し、面接指導（医師が問診その他の方法により心身の状況を把握し、これに応じて面接により必要な指導を行うことをいう。以下同じ。）を行わなければならない。

(削る)

らない。

2

健康管理者は、前項の規定による面接指導の結果に基づき、当該職員の健康を保持するためには必要な措置について、医師の意見を聽かなければならぬ。この場合において、健康管理者は、当該医師の意見を勘案し、必要があると認めるときは、当該職員の実情を考慮して、適切な措置を講じなければならない。

第十二条の三 健康管理者は、前条の規定により面接指導を行う職員以外の職員であつて健康への配慮が必要なものについては、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第十二条の三 健康管理者は、前条第一項の規定により面接指導を行う職員以外の職員であつて健康への配慮が必要なものについては、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(平成31.3.19民二印)

民事事件担当裁判官等協議会の開催について

- 1 主催 (1) 東京, 仙台各高等裁判所
(2) 大阪, 広島各高等裁判所
(3) 名古屋, 札幌各高等裁判所
(4) 福岡, 高松各高等裁判所
- 2 期日 平成31年10月から同年11月までの間の1日
- 3 場所 1(1)については, 東京高等裁判所
1(2)については, 大阪高等裁判所
1(3)については, 名古屋高等裁判所
1(4)については, 福岡高等裁判所
- 4 協議事項 (1) 争点中心型の審理を実践し, 裁判の質を高めるために序として取り組むべき課題
(2) IT化を見据えつつ, 現行法の下で審理運営の改善を図るための方策
(3) ウェブ会議等のITツールを活用して充実した争点整理を行うために留意すべき事項 (フェーズ1関係)
(4) ITを活用してより良い民事裁判を実現するために必要な方策 (フェーズ2, フェーズ3関係)
- 5 出席者 (1) 各地方裁判所の民事事件を担当する部総括裁判官及び右陪席裁判官各1人
(2) 各地方裁判所の民事首席書記官又は民事次席書記官いずれか1人
(3) 各高等裁判所の民事事件を担当する裁判官及び首席書記官各1人 (オブザーバー)

事務総局会議（第9回）議事録

日時	平成31年3月26日（火）午前10時00分～午前11時31分
場所	総局会議室
出席者	今崎事務総長、村田総務局長、堀田人事局長、笠井経理局長、門田民事局長兼行政局長、安東刑事局長、宇田川家庭局第二課長、徳岡秘書課長兼広報課長、佐伯情報政策課長、石井審議官、長崎審議官、和波人事局総務課長、戸苅刑事局第二課長
議事	<ol style="list-style-type: none"> 平成31年（新元号元年）における裁判官の視察について 徳岡秘書課長説明（資料第1） 平成31年春の藍綬褒章受章者の内定について 堀田人事局長説明（資料第2）
結果	◎ 裁判官会議付議 1, 2
記	秘書課長 徳岡 治

(平成31. 3. 26秘書印)

平成31年(新元号元年)における最高裁判所判事の国内視察について
(憲法週間に伴う最高裁判所判事視察)

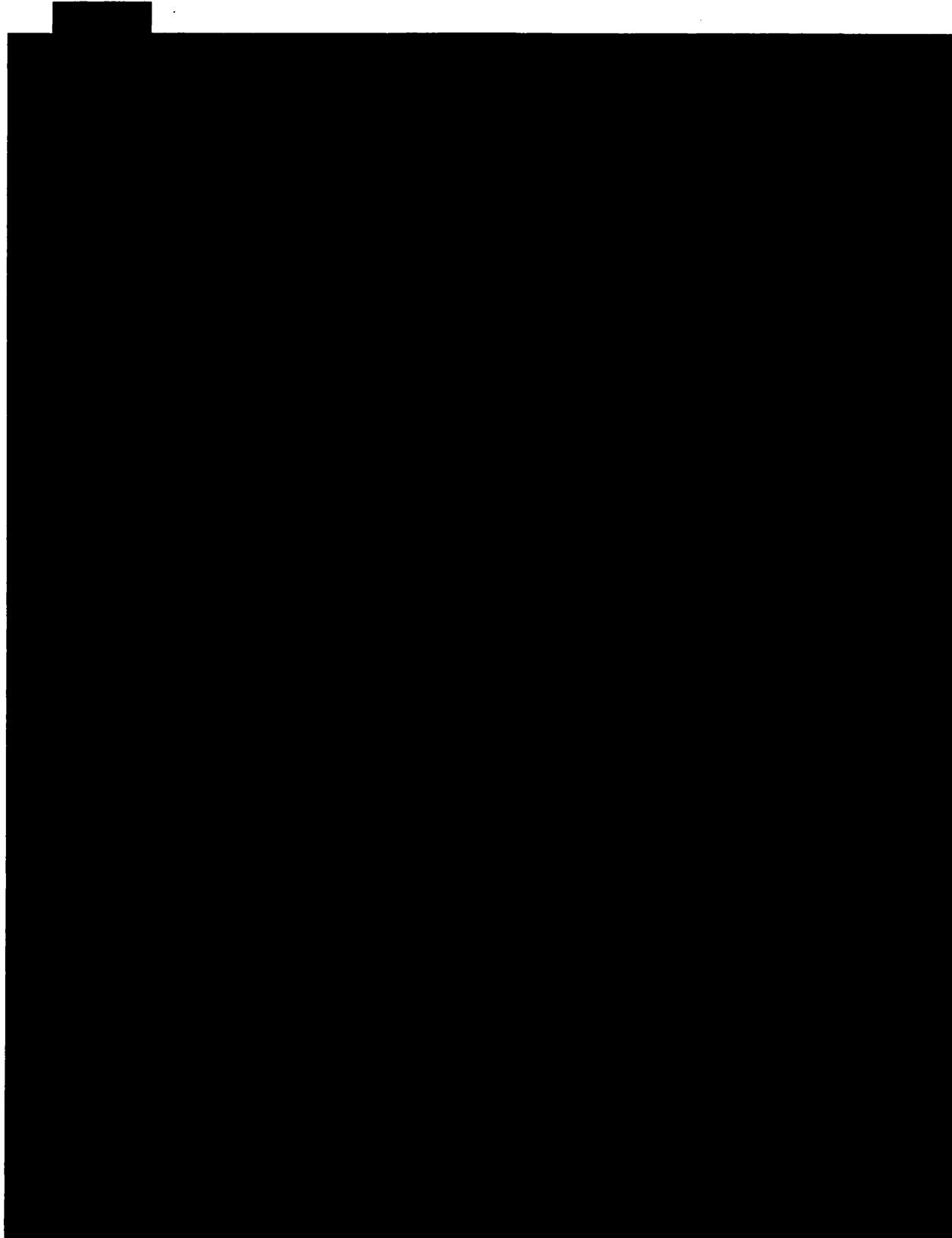
裁判官の視察対象庁一覧(案)

管 内	視 察 対 象 庁	裁 判 官
東京 (第一小法廷)	東京	木澤 裁判官
		山口 裁判官
	さいたま	山口 裁判官
	宇都宮	小池 裁判官
	新潟	深山 裁判官
東京 (第二小法廷)	静岡	菅野 裁判官
	長野	三浦 裁判官
大阪 (第二小法廷)	大阪	三浦 裁判官
	京都	山本 裁判官
	神戸	草野 裁判官
名古屋 (第三小法廷)	岐阜, 金沢	宮崎 裁判官
	福井	戸倉 裁判官
広島 (第三小法廷)	広島, 山口	山崎 裁判官
	岡山	宇賀 裁判官
	鳥取, 松江	林 裁判官
福岡 (第一小法廷)	福岡, 佐賀	小池 裁判官
	大分, 宮崎	池上 裁判官
	熊本, 鹿児島	深山 裁判官
	那覇	山口 裁判官
仙台 (第二小法廷)	仙台, 福島	菅野 裁判官
	山形	山本 裁判官
札幌 (第一小法廷)	札幌, 函館	木澤 裁判官
高松 (第三小法廷)	高松	宇賀 裁判官
	徳島	林 裁判官
	高知	戸倉 裁判官
	松山	山崎 裁判官

事務総局会議資料 第2
(3月26日開催)

平成31年春の藍綬褒章受章者名簿(内定)

所 属 庁	功労業務	氏 名
■■■■■	■■■■■	■■■■■



平成31年春の藍綬褒章受章者名簿(内定)

所 属 庁	功労業務	氏 名
■■■■■	■■■■■	■■■■■

計 ■名

平成31年春の藍綬褒章受章者名簿(内定)

所 属 庁	功労業務	氏 名
-------	------	-----

--

計 ■名